

意見書案第 13 号

微小粒子状物質（PM2.5）への根本的対策の推進を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ

打越 基安

山口 剛司

三角 公仁隆

田中 しんすけ

橋田 和義

飯盛 利康

とみなが 正博

倉元 達朗

落石 俊則

阿部 真之助

楠 正信

森 あや子

中山 郁美

田中 丈太郎

微小粒子状物質（PM2.5）への根本的対策の推進を求める意見書

微小粒子状物質（PM2.5）については、平成25年1月以降中国での深刻な大気汚染が報道され、その後、我が国でも越境汚染と見られる一時的な濃度の上昇が観測されるなど、PM2.5に対する国民の関心や不安が急速に高まりました。

PM2.5は、呼吸器・循環器系への影響が懸念されておりますが、疫学的知見が少なく、暴露濃度と健康影響との関係も明らかになっていません。

本市においては、平成23年以降、国に先駆けて有識者等による検討を行い、独自の情報提供や監視網の整備などを進めており、市民の安心向上や健康影響の未然防止などの成果を挙げているところです。

しかしながら、去る12月7日に中国で初の赤色警報が出されるなど、極めて深刻な大気汚染が全世界に大きく報道されており、日本全国に不安が広がっています。

国においては、平成25年12月に「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」が取りまとめられましたが、その取組を有効に機能させることが急務です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について速やかに実施されるよう強く要請します。

- 1 国は、日本周辺における越境大気汚染物質の発生源や移流による影響の解明・研究を進め、PM2.5の発生及び飛来を抑制するため、発生源の関係各国に対し、根本的対策を一刻も早く実施するよう強力に要請すること。あわせて、国内の発生源についても研究と対策を進めること。
- 2 PM2.5について、特に西日本では越境大気汚染の寄与割合が大きいとされていることから、天気予報のような広域的な精度の高い予測システムを早急に確立すること。
- 3 PM2.5による呼吸器・循環器系等への健康影響に対する調査研究を積極的に進めるとともに、研究結果に基づく指針の検証等については速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
環境大臣 宛て

議 長 名